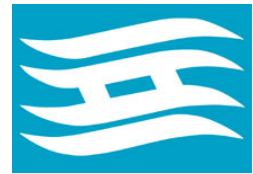


兵庫県公報

平成24年12月17日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1

公布された法令のあらまし

●職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第43号）

国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等を考慮し、退職した者に対する退職手当について、職員の退職手当に関する条例本則又は公立学校教職員等の退職手当に関する条例本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乗じる調整率を100分の104から100分の87（平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては100分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては100分の92）に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めることとした。

条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第43号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の前の見出し中「長期勤続者に対する退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者」を削り、「100分の104」を「100分の87（平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては100分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては100分の92）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第8条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第20条」とする。

附則第21条中「36年」の右に「以上42年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前条の規定の例により計算して得られる」を「同項の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た」に改める。

（公立学校教職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校教職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第18条の前の見出し中「長期勤続者に対する退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者」を削り、「100分の104」を「100分の87（平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては100分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては100分の92）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の4第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第18条」とする。

附則第19条中「36年」の右に「以上42年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前条の規定の例により計算して得られる」を「同項の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年兵庫県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し中「長期勤続者に対する退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同項中「新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条、第5条、附則第10条若しくは附則第17条」を「職員の退職手当に関する条例（以下この項から附則第5項までにおいて「退職手当条例」という。）第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」、「（新条例附則第10条又は附則第17条の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）」及び「、新条例第3条から第5条の2まで及び附則第4条の規定にかかわらず」を削り、「の間、新条例」を「の間、退職手当条例」に、「100分の104」を「100分の87（平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては100分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては100分の92）」に改める。

附則第4項中「以後に新条例」を「以後に退職手当条例」に改め、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「36年」の右に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「以後に新条例」を「以後に退職手当条例」に改め、「、新条例第5条及び第5条の2の規定にかかわらず」を削る。

（公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年兵庫県条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し中「長期勤続者に対する退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同項中「新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条、第5条、附則第10条若しくは附則第15条」を「公立学校職員等の退職手当に関する条例（以下この項から附則第5項までにおいて「退職手当条例」という。）第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」、「（新条例附則第10条又は附則第15条の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）」及び「、新条例第3条から第5条の2まで及び附則第4条の規定にかかわらず」を削り、「の間、新条例」を「の間、退職手当条例」に、「100分の104」を「100分の87（平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては100分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては100分の92）」に改める。

附則第4項中「以後に新条例」を「以後に退職手当条例」に改め、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「36年」の右に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「以後に新条例」を「以後に退職手当条例」に改め、「、新条例第5条及び第5条の2の規定にかかわらず」を削る。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年兵庫県条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第15項中「44年」を「42年」に改める。

（職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が、改正後の職員退職手当条例」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の退職手当条例第5条又は改正前の学校職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の職員退職手当条例附則第20条又は改正前の学校職員退職手当条例附則第18条の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては100分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては100分の92）（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87（平成25年3月1日から同年12月31日までの間においては104分の98、平成26年1月1日から同年12月31日までの間においては104分の92））を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例」に、「改正後の学校職員退職手当条例」を「、公立学校職員等の退職手当に関する条例」に改め、「附

則第11項の規定による改正後の」、「附則第12項の規定による改正後の」及び「附則第14項の規定による改正後の」を削る。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。